

# グループホーム あいちの森 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

事業所番号 2392000358

当事業所はご契約者(以下、「利用者」という)に対して、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1 事業所運営法人

法人の名称	医療法人 有心会
法人所在地	豊橋市松村町51番地
代表者名	理事長 新里 徹
電話番号	(0532)47-3663

## 2 ご利用事業所

事業所の名称	グループホーム あいちの森		
事業所の所在地	豊橋市松村町48番地		
管理者	西口 ひろみ		
電話番号	(0532)48-7757	FAX 番号	(0532)38-5445
指定年月日	平成27年1月19日	事業所番号	2392000358
開設年月日	平成27年1月19日	利用定員	18名(2ユニット)
対象地域	東三河広域		

## 3 運営の方針

運営の方針	出会った時から旅立ちの時まで日常を共に考え支えていきます。 1. 生活の中に心身のリハビリを 残存機能を生活の場で活かすことに多職種連携で向き合う 2. 終末期ケアの受け入れを 終末期を支える医療や看護がホームに届けられる仕組み 4. 医療と介護の連携を 介護と医療を社会全体で支えていく地域づくり 5. 職員の資質向上を ケア側の感性・知識・技法の日々向上進化を目指し、励み新鮮さを損なわず挑戦し続ける体制作りを目指します
-------	--

## 4 居室概要

当事業所では、以下の居室設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室になっております。

設備の種類	数量
居室	18室
居間・食堂・台所	2室
浴室	2室
トイレ	6室
洗濯・脱衣室	2室
洗面台	4基

上記は、豊橋市の条例で定める基準により、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び委託治療対応型共同生活介護に義務付けられている施設・設備です。

## 5 職員の配置状況

当事業所では利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種職員を指定基準に従って配置しています。

職 種	配置数
管 理 者	1名(介護職員兼務)
計 画 作 成 担 当 者	2名(1名は介護支援専門員、1名は介護職員兼務)
看 護 職 員	愛知クリニック訪問看護ステーション連携
介 護 職 員	16名(ただし、必要に応じて増減するものとする)

また、勤務体制については、以下の通りです。

職 種	勤務時間
看 護 職 員	訪問看護ステーションと連携
介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 日中:8時30分～17時 遅番:9時30分～18時 夜間:16時～24時 24時～9時

## 6 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、利用料金は介護保険から給付されます。

### (1)サービスの概要

#### ①食事

おいしく健康的で楽しみのある食事を、介護施設向け食事提供トータルサービスが届けます。

#### ②入浴

入浴又は清拭を週3回以上行います。

#### ③機能訓練

併設事業所のリハビリスタッフ及び機能訓練指導員等により、利用者の心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の維持回復、またはその減退を防止するための訓練を行います。

#### ④健康管理

愛知クリニック訪問看護ステーションの看護師と連携し健康状態の把握に努めます。また、急変時及び終末期においては24時間オンコール体制により、必要に応じて主治医による往診や救急車の要請を行います。

#### ⑤看取り介護

看取り介護については、主治医が医療的に治療できなくなったと判断した場合、医師からの説明を受けた利用者又はご家族等が希望された場合に、利用者の尊厳を第一に考えた手厚い看取り介護を行います。この場合、別途、看取り介護の希望や意向を確認し、介護計画に反映します。

### (2)敷金

敷金として、入居開始時に150,000円を徴収します。なお、退去時に敷金は利用した居室のルームクリーニングや修繕に充て、残金が発生した場合にはご返金いたします。なお、居室の破損や汚染等の状況により敷金を超える金額となった場合には、追加料金を請求いたします。滞納がある場合は、利用料の補てんとして充当いたします。

また、ルームクリーニング・修繕業者の見積り時、立ち合いを希望される場合はお申し出ください。

### (3)介護保険の給付対象となるサービス

利用者の要介護度に応じたサービスの利用料金と、居住費、食材料費、水道光熱費の合計金額を毎月お支払いいただきます。(別紙参照)

(4)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスの利用料は、利用者の負担となります。

①理髪・美容

利用料金:理容師、美容師の定価実費をいただきます。

②レクリエーション

レクリエーションに参加していただきます。  
なお材料代等必要な場合は実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用

日常生活品(シャンプー・歯ブラシ・石鹸・嗜好品等)の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものについて、その費用を負担していただきます。

④おむつ代

ホーム内での販売とさせていただきます。料金は別途料金表の記載通りとなります。  
また諸事情により、お持ち込みの場合は環境費として一律1枚30円頂きます。

(5)利用料金の請求方法

毎月15日前後に請求書を送付します。

(6)利用料の支払い方法

利用者負担の内容を確認の上、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

①事業者指定口座への自動引き落とし

②現金払い

③事業者指定口座への振り込み

(7)利用中の医療の提供について

主治医と連携し、診療や治療を受けることができます。

(8)介護サービス計画の決定及び変更

当事業所の介護サービスを利用していただく場合の具体的なサービス内容や提供方針につきましては、介護サービス計画(以下、「介護計画」という。)に定めます。

介護計画の策定にあたっては、利用者及びご家族の希望に基づき、計画作成担当者が介護職員等とともに介護計画の作成に必要な調査を行います。この介護計画は、利用者及びご家族等に書面をもって説明し、同意を得た上で決定いたします。

介護計画は、要介護認定期間内の6カ月に1回定期的な見直しを行います。また、心身状態の変化及び契約者の要請に応じ、変更の必要があると認められる場合は、その都度、計画の変更を行います。

7 事業所を退去していただく場合(契約の終了について)

次のいずれかの事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、退去していただく事になります。

(1)利用者が死亡した場合

(2)要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合

(3)事業者がやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4)利用者からの退去の申し出のあった場合

契約中、利用者から当事業所の退去を申し出ることができます。その場合には退去届をご提出ください。

(5)事業所から退去の申し出を行った場合

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

②利用者に認知症の症状に伴う、著しい精神症状、異常行動が認められ、共同生活が困難な場合

③利用者による、サービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合

④利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不当行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤利用者が自傷行為を繰り返す等、自殺の恐れが極めて高く、事業者においてこれを防止できない場合、又は利用者が法令違反その他秩序破壊行為等を行い、改善の見込みがない場合

⑥利用者が介護老人福祉施設・介護老人保健施設又は特定施設入居者生活介護に入所した場合、若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑦利用者が連続して1ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合で、再入居の見込みがないと判断した場合。ただし、入居者の心身の状態や入居者並びにご家族の要望に応じて協議の上、検討します。

#### (6)円滑な退去の為の援助

利用者が当事業所を退去する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去の為に必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

※適切な病院若しくは診療所、又は介護保険施設等の紹介

※居宅介護支援事業所の紹介

※その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

### 8 入院中の取り扱いについて

利用者が入院となった場合は、入院の手続き等につきましてはご家族で行っていただきます。なお、入院期間中の付き添い等は致しかねます。また、この間の利用料につきましては、居住費のみを負担していただきます。利用日数に応じた介護保険自己負担額、食材料費及び水道光熱費については日割りでご負担いただきます。

### 9 身元引受人

(1)契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることがあります。しかしながら契約において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合は、身元引受人の必要はありません。

(2)身元引受人は、利用者の利用料等の経済的な責務について、利用者と連帯してその責務の履行義務を負うことになります。又、利用者が医療機関に入院する場合や当事業所から退去する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担等を行います。更には、当事業所と協力・連携して退去後の利用者受け入れ先を確保する等の責任を負うこととなります。

(3)利用者が利用中に死亡した場合において、そのご遺体や残置物の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。又、利用者が死亡されていない場合でも、利用契約が終了した後、当事業所に残された利用者の残置物を利用者自身が引き取らない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取りの処理にかかる費用については、利用者又は身元引受人にご負担いただく事となります。

(4)身元引受人が死亡、又は破産宣告を受けた場合には、事業者は新たな身元引受人を立てていただくために利用者やその家族等にご協力をお願いする場合があります。

### 10 苦情の受付について

#### (1)当事業所に置ける苦情の受付

(事業所の窓口)

グループホーム あいちの森 苦情相談窓口

担 当 者 西口 ひろみ

所 在 地 愛知県豊橋市松村町48番地

電 話 番 号 (0532)48-7757 fax 番 号 (0532)38-5445

#### (2)行政機関その他苦情受付機関

(市町村の窓口)

東三河広域連合 介護保険課

所 在 地 愛知県豊橋市八町通2丁目16番地

電 話 番 号 (0532)26-8471 fax 番 号 (0532)26-8475

(公的団体の窓口)

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室

所 在 地 愛知県名古屋市中区泉一丁目6番5号

電 話 番 号 (052)971-4165 fax 番 号 (052)962-8870

## 11 事故発生時の対応

利用中に事故が発生した場合は、東三河広域連合、当該利用者様のご家族等に連絡を行うと共に、必要に応じた措置を講じます。

## 12 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次の事を守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者様が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。

## 13 守秘義務

- ①利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、正当な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ③利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ④事業者及び従業者は、サービスの提供するに当たって知り得た、利用者又はご家族に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身の情報を提供します。

## 14 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1)面会時間は、9:00～19:00です。面会者は必ず事務所にあります面会簿に必要事項の記入をお願いします。
- (2)外出・外泊をされる場合(最長7日間)は、事前にお申し出ください。
- (3)食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。
- (4)事業所敷地内は全て禁煙です。
- (5)施設・設備使用上の注意
  - ①居室及び共用施設・設備、敷地を本来の用途に従って利用してください。
  - ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理の上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることが出来るものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
  - ④当事業所の他の利用者や従業者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

## 15 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合、又は利用者の置かれた心身状態を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

又、故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

16 利用者が重度化した場合における対応について

当事業所は、7項(1)から(7)において共同生活を営むに当たって、危険を伴う恐れが生じる場合等を除いては、身体的な重度化を理由に契約の終了とすることはありません。利用者又はそのご家族等の希望があれば、たとえ車椅子や寝たきりの状態になっても引き続き安心して暮らしていただく事ができます。

17 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	福寿草
評価結果の開示状況	有

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者住所 愛知県豊橋市松村町51番地

法人名 医療法人 有心会

事業所名 グループホーム あいちの森

管理者氏名 西口 ひろみ ⑩

説明者氏名 ⑩

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏名 ⑩

署名代行者氏名 ⑩ 続柄( )

身元引受人住所

氏名 ⑩ 続柄( )

住所

氏名 ⑩ 続柄( )